

例や定数特例を前提にした定数と任期の協議が始まるものと考えられます。しかし、それは吸収・編入される町の住民の声を合併後も長崎市政に反映するための特例措置ではなくて、合併への誘導策ないしは議員の救済策ではないかというふうに私は考えます。

先ほど在任特例で、仮に議員の定数の見直しがなされれば、試算しますと、2年間で約十一、二億円ぐらいの新たな財政措置をしなければ、在任特例での定数と任期の見直しはできないというふうに思います。

この議員の定数と任期の見直しの問題で、私は、合併そのものには反対ですけれども、仮に5町との吸収合併が行われた場合に、平成23年の一般選挙からは、地方自治法でいう50万未満の46名の議員定数になるというふうになるわけで、そういう今後の5町における議員というものが、果たして誕生することができるのかという、そういう厳しい現実の中で、例えば旧長崎市の選挙区の議員数を減らしてでも、旧町での選挙区制度を導入して議員定数を決めていくとか、仮に、そういうふうなことでもしない限り、吸収・編入される町の住民の声を議会に反映されにくくなっていくのではないかというふうな重大な問題を持っている、この定数と任期の問題になるわけです。こういう問題を含めた合併について、市長に再度、長崎市民に対して十分な説明と情報開示についての考え方をお尋ねしておきたいと思います。

次に、長崎港の環境保全の問題についてなんですが、先ほど環境部長は、基準点の追加については前向きの答弁をされたように私は受けとめております。

この基準点の追加については、ことしの7月22日、環境省から「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について」の通知の中で、測定地点の選定というところに、底質濃度が比較的高かった地点に関しては、その周辺において測定地点を増加させることが考えられるというように通知の中にも盛り込まれておりますし、こういったことも踏まえて、県の方に、長崎市が基準点の追加の進達をしてですね、ぜひ港内の基準点をさらにふやしていただきたいということを強く要請しておきたいと思います。

市長に再度、市町村合併の住民説明の問題についてご答弁を求めます。

総務部長（岡田慎二君） 市町村合併に絡んで、住民への情報の提供と、それから意向の把握ということでご質問でございますが、これまでの経過と考え方については、先ほど市長が申し上げましたけれども、いずれにいたしましても、市町村合併自体が長崎市の将来のあり方、あるいは住民生活に重要な問題という認識を持っておりますので、ご指摘の趣旨も含めて、今後予定されます法定協議会での協議の中身、進捗状況も勘案しながら、いろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

44番（中村すみ代君） 少々時間が残っておりますので、高橋環境部長に環境基準点のことについて、先ほどちょっと私、要請しましたけれども、その点について、再度ご見解を求めたいと思います。

環境部長（高橋文雄君） 本答弁でも述べましたが、環境基準点の追加につきましては、県の所管権限ということでありますので、私どもは、県の方に協議をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

副議長（松尾敬一君） 次は、21番高比良末男議員。

〔高比良末男君登壇〕

21番（高比良末男君） 新風21の高比良末男でございます。

質問通告に基づき、順次、質問をさせていただきますが、5点目の公園の整備については、自席より時間があればお尋ねしますので、よろしくお願いたします。

まずは、観光行政。観光客の受け入れ体制の充実についてであります。

平成13年度の本市観光客数は、前年に比べ1.4%減の約505万人でありました。長崎「旅」博覧会が開催された平成2年の628万人をピークとして、多少の回復を見られる年はあるものの、全体的には減少傾向にあります。このような中、今年度も魅力ある滞在型観光都市づくりと国内外の観光客の誘致に勢力的な取り組みが展開されています。市観光部を初め長崎国際観光コンベンション協会並びに関係者の皆さんの年間を通した頑張り

に敬意を表しますとともに、実り多い成果を期待しております。

さて、近年、旅行形態は団体旅行から個人・グループ型に変化し、また、観光客のニーズも多様化してきておりまして、観光客に限られた時間を有効かつ快適に過ごせるような、きめ細やかな受け入れ体制の充実が不可欠となってきています。そのため、長崎市としては、第三次総合計画の中で、「もてなしの心の醸成」を主要事業の一つに挙げ、具体的な取り組みとして、ボランティア観光ガイドの育成を平成6年から実施し、翌7年より本格的な活動を展開しておりますが、その献身的な活動と努力が実を結び、利用客も年々増加し、平成12年度5,827人、平成13年度7,773人、平成14年度は4月から7月までの4カ月間で4,068人の利用実績であると聞いております。また、平成13年度にはボランティア観光ガイドの第4期生の公募、研修を行い、今日、第1期生から第4期生、合計で109名の方が登録され、活動範囲も拡大し、現在、グラバー園、中の茶屋、出島史料館に常駐するなど、観光客と接する最前線で活躍されております。

平成13年度の施政方針によりますと、ボランティア観光ガイドを今後さらに拡充し、200人体制を目指すという長崎市の方針が明らかにされておりますが、今後、組織を拡大し、充実した活動の展開と受け入れ体制の充実を図るためには、幾つかの課題があると私は思っております。

その1つは、ボランティア観光ガイドに関する事務局は、長崎国際観光コンベンション協会にあり、活動の世話や研修の実施についても、すべて長崎国際観光コンベンション協会に委ねていますが、その体制の充実強化が必要であると思ひますし、2つ目は、本来、長崎市は観光客とじかに接しているボランティア観光ガイドの意見を吸収しながら、観光客受け入れ体制を一体となって整備すべきであると思っております。しかし、現状は、観光客の受け入れ体制の中で重要な役割を果たしているボランティア観光ガイドに対し、本事業を立ち上げた長崎市としての積極的なかわりが見えないことであります。

そこで、お尋ねいたします。長崎市は、ボランティア観光ガイドをどのように位置づけ、また、

今後、どのように生かしていくお考えなのか、お示しください。

次に、福祉行政についてお尋ねします。

1. 元気な高齢者対策の推進。我が国は2020年には4人に1人、2050年には3人に1人が65歳以上の高齢者となります。今日、高齢化対策の主要な柱は、年金、健康・医療政策、福祉政策、住宅・まちづくり、雇用と社会参加に大別され、多岐にわたっております。

本市においても、いろんな高齢者福祉に取り組まれています。その内容の多くは、社会的弱者の視点でとらえた取り組みに力点が置かれていると言わざるを得ません。しかし、多くの高齢者は、元気で活力にあふれています。高齢者が要介護状態に陥る可能性は、長崎市で現状約15%にすぎません。これから先は、高齢者の持つ経験と知識、そして高度な技術や技能を生かした社会参加と就労の促進並びに介護状態にならないための予防の積極推進など、いわゆる元気な高齢者対策に、これまで以上の取り組みを推進すべきであると思ひますが、市としての見解を求めます。

2. 介護保険制度。平成12年4月から施行された介護保険制度は、おおむね順調に推移していると言われておりますが、主な課題としては、以下のものが挙げられます。第1に、民間主導の介護サービスの供給量をいかにふやしていくか、サービスの質の向上をいかに確保するかであります。サービス水準の向上は保険料の上昇と裏腹の問題であり、効率的で質の高いサービス供給体制を確立していくことと、サービス評価の基準と評価の仕組みづくりが課題であります。第2は、保険財政の安定。第3は、有効なケアマネジメントの体制をつくっていくこととあります。鳴り物入りで養成されたケアマネジャーも、複雑な給付にかかわる事務処理に追われ、良質なケアサービスをいかに確保するかまでは手が回っておりません。第4は、要介護認定基準の検討。要介護認定には、現行の認定基準の介護時間には施設での介護時間が使われており、在宅サービスには不適切であり、また、痴呆性老人のランクが低く出るなどの問題点が指摘されています。現在、これらの課題について、改善への取り組みや検討がなされておりますが、精力的な取り組みを期待しております。

介護保険制度について、今回は、長崎市の第2期介護保険事業計画（平成15年から19年度）の作成の取り組み状況と介護サービスの質の向上に係る事業の取り組み状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

3. 支援費制度。行政が障害のある方々の福祉サービスを定める現行の措置制度に変わり、障害者みずからがサービスを選択する支援費制度が来々4月から導入されます。現在、新制度導入に向けての準備が進められていますが、社会的に弱い立場に置かれることが多い障害者の権利をどう守るかを初め、課題は多いと聞きます。支援費制度の導入に向けての現在の取り組み状況並びに課題についてお尋ねいたします。

次に、安全で安心な都市づくりについてお尋ねします。

1. 大水害から20年目の取り組み。昭和57年7月23日、長崎市は未曾有の大水害に見舞われ、尊い命や財産を失いました。この悲惨な経験に基づき、今日まで災害に強いまちづくりが鋭意進められてきましたが、今後は、災害の教訓を風化させないこと、また、人命を守るため、災害情報の伝達手段や避難体制を整備するソフト面の対策の充実が重要であると思ひます。

長崎市は、今年度、災害を風化させない取り組みや災害時における市民への迅速な情報伝達手段の確保並びに河川などの機能回復に組み込まれておりますが、その取り組み状況についてお尋ねします。

2. 公立学校の耐震診断。文部科学省は先月、「学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場で、地域住民の応急避難所でもある。早急な耐震性の把握が必要」として、現行の耐震基準施行前の建築なのに耐震診断をしていない約6万600棟について、3年以内にすべての診断を行うよう要請する通知を、都道府県教委並びに市区町村教委に出しておりますが、公立学校の耐震診断に対する長崎市としての対応についてお聞かせください。

最後に、環境行政についてお尋ねします

長崎市は昨年12月、市民生活、事業活動及び行政活動などのあらゆる場面で、常に環境への配慮を行って行くことを広く市の内外に発信するため

に「ながさき環境都市宣言」を行いました。そして、みずからが率先して行動する必要があることから、環境保全に関する国際規格であります環境マネジメントシステム、ISO14001の本年度中の認証取得に向けて取り組まれておりますが、その実りある成果を期待しつつ、以下、第三次総合計画に基づき2点質問をいたします。

(1) 環境影響評価の推進。開発行為の事業計画の早い段階で、環境に及ぼす影響を事前に評価し、環境への影響をできる限り回避・低減するため、長崎市環境影響評価条例の制定に向けての取り組みがなされておりますが、その進捗状況についてお伺ひします。

(2) 河川の水質汚濁防止対策については、目標として、平成22年までには、浦上川でアユが、中島川でシロウオが泳ぐような水環境を目指すという大きなすばらしい、夢のある目標を持って取り組まれておりますが、そのための取り組みとしては、現在、下水道の普及整備しか私には見えてきません。目標を達成するためには、行政、事業所、そして市民の方々が、それぞれの役割を自覚した積極的な保全活動への参画が不可欠であると考えます。そして、行政においては、あのごみ袋の有料化で見せた熱き情熱を發揮し、その先頭に立つべきだと思っております。総合的な河川保全の取り組み状況は、どのように進められているのか、お尋ねいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

= (降壇) =

副議長(松尾敬一君) 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長(伊藤一長君) 高比良末男議員のご質問にお答えをいたします。

まず、観光ボランティアガイドのご質問についてでございます。

ボランティア観光ガイドの皆様方が貴重な時間を割いて、本市観光のために活躍していただいておりますことにつきまして、本壇をおかりいたしました。厚くお礼を申し上げたいと思ひます。

観光客をもてなしの心で受け入れ、きめ細やかな観光情報を提供しておられるボランティア観光ガイドの位置づけでございますが、ボランティア観光ガイドは、観光客受け入れ体制充実のかなめ

として、本市観光にとって重要な役割を担っておられる方々だと思っております。

そうしたことから、第三次総合計画の中でも、ボランティア観光ガイドの育成を含め、ホスピタリティ（もてなしの心）の醸成を主要事業の一つとして掲げているところであります。また、観光の最前線で観光客と直接触れ合うガイドの皆様方は、観光客のニーズ、あるいは本市観光の問題点を把握するための貴重な情報をたくさんお持ちであるというふうに認識をいたしております。そのようなガイドの皆様方のお知恵を拝借するために、観光施設等市民利用促進検討会議の委員にご就任をいただいております。現場の忌憚のないご意見をいただくことにしております。

現在、ガイドの皆様方には、高比良議員ご指摘のように、市内の観光とグラバー園、史跡出島和蘭商館跡、中の茶屋の3つの施設において、常駐案内をお願いしているところでございます。

今後の活動につきましては、長崎国際観光コンベンション協会やガイドの皆様方とご相談をしながら、新たな活動内容等についても検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、平成15年度に開催される長崎ゆめ総体における市民一人ひとりがもてなしの心をもって官民一体となった受け入れ体制をとっていく必要があるわけではありますが、ガイドの皆様方には、その中核としてご活躍いただきますように、大きな期待、また、ご指導等をいただきますようお願い申し上げます。

さらに、これまで以上に、ボランティア観光ガイドの皆様方には、市民一人ひとりがもてなしの心を発揮し、観光客をお迎えできるような観光都市づくりを目指して、いろいろな意味でご指導等をいただければありがたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、福祉行政についてお答えをいたします。

1点目の元気な高齢者対策の推進についてでございますが、我が国の高齢化現象は極めて急速に進んでおり、全人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合、いわゆる高齢化率は、平成13年には18.0%となっており、今後も増加を続けていくものと予測しているところであります。

本市におきましてでございますが、平成14年7月末で高齢化率は20.1%となっており、既に5人に1人は65歳以上の高齢者という現実に直面しているところであります。

このような現状の中で、高比良議員ご指摘のとおり、高齢者の方々が生きがいを持って地域の中でいつまでも暮らしていける、また、高齢者ご自身が積極的に社会参加できる環境づくりがますます重要な課題となってきているところであります。

そこで、長崎市におきましては、高齢者の方がみずからの経験と知恵を生かし、積極的に社会参加を果たしていくために、シルバー人材センターを活用した就労の場の促進あるいは老人クラブの活動の支援、また、老人福祉センターや老人憩の家における教養講座・趣味講座の開催、また、パソコン教室や生涯学習の機会の充実などを行い、活動の場の提供あるいは情報の提供などの支援を積極的に推進しているところでございます。

また、要介護状態になる前の介護予防施策といたしましては、市内28カ所の在宅介護支援センターが主催いたします介護予防教室あるいは住宅改修の助成、また、生きがい対応型のデイサービス事業等を実施するなど、高齢者の方の健康状態等に応じたきめ細やかなサービスを実施しているところでございます。

今後とも、高比良議員のご意見も参考にさせていただく中で、高齢者の方が生きがいを持って健康的に暮らしていける施策の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、福祉行政の第2点目の介護保険制度についてお答えをいたします。

まず、第2期介護保険事業計画の取り組み状況についてでございますが、介護保険制度では、介護サービスや介護保険料が適切かどうかなど、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行うこととなっており、この計画は、介護保険法の基本理念を踏まえ、地域の要介護者等がその有する能力に応じ、充実した日常生活を営むことができるよう介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を計画的に実現するために策定されるものであります。

このことから、本市におきましても、平成15年度から平成19年度までの5カ年間の介護サービスの量の見込みと、その確保策などを具体的に計画

する第2期介護保険事業計画の策定作業を、現在、進めているところであり、そのために、現行の介護保険事業計画について、政策評価の視点から目標値に対する実績の評価分析を行いまして、これを踏まえた上で、第2期計画期間における政策目標を掲げまして、この政策目標を実現するために実施する必要がある具体的な施策を明らかにすることに重点を置いた計画を策定することといたしているところでございます。

また、この計画は、実質的に平成15年度から平成17年度までの本市における介護サービスの水準と第1号被保険者の保険料負担水準を定めるものでありまして、このために、計画の策定に当たりましては、被保険者の意見を反映させるための措置を講じることが必要となるわけでありまして、さらに、介護保険事業の運営につきましては、幅広い関係者の協力を得まして、地域の実情に応じた事業運営が求められているということから、学識経験者、保健医療関係者、また、福祉関係者など19名で構成されます介護保険事業計画策定委員会におきまして、本年5月に老人保健福祉計画の見直し及び第2期介護保険事業計画の策定についての諮問をさせていただいたところであります。

この委員会では、介護サービスの利用意向あるいは介護サービスの供給量の把握等の実態調査の結果や介護給付費の分析結果等を議題といたしまして、利用者本位の介護サービスの提供する体制の確保が計画的に図られるための施策等について議論をいただいているところであります。

なお、この委員会は、現在まで3回開催いたしておりまして、今後は、数回の開催を経て、来年1月に長崎市老人保健福祉計画・介護保険事業計画の答申をしていただき、この答申を踏まえまして、第2期の介護保険事業計画の策定を行う予定となっているところであります。

いずれにいたしましても、今後、高齢化の進展により、一層の要介護者等の増加が見込まれる中、これらの方々が安心して暮らし続けることのできる地域社会を構築していくという長崎市の将来像を考える視点で、第2期介護保険事業計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの質の向上についてでございますが、本市におきまして、サービスの質の向

上の観点から、現在実施いたしております事業のうち、介護相談員派遣事業につきましては、昨年まで、派遣対象を通所系及び施設サービス事業所に限定していたものを、訪問系サービス利用者宅も派遣対象といたしまして、かつ本年10月からは、介護相談員を8名から倍の16名に増員をし、より幅広い相談業務を実施するための体制の構築を図っていくこととしているところであります。

また、サービス事業者連絡会議の開催及びサービス事業者実態調査を内容としてサービス事業者がサービス提供を行う上での要望、意見、問題点を把握することを目的としたサービス事業者振興事業につきましては、サービス事業者連絡会議を本年6月から7月にかけて、市内を3地区に分け、さらに出席対象者を事業所の管理者、また、サービス提供責任者、サービス提供従事者ごとに区分した会議を合計9回開催し、約340名のご参加をいただく中、それぞれの立場で介護保険にかかわる課題等についてご協議いただくとともに、相互の連絡体制構築の契機として位置づけていただいているところであります。

加えて、当該会議の中で、複数の事業所からサービス種別ごとに同様の会議を設定していただきたいのご要望を受けておりまして、8月には、訪問介護、通所介護など7種類のサービス種別ごとにサービス事業者連絡会議を合計4回開催し、具体的な問題点等をご提起いただいたところでございます。

さらに、今後の予定といたしましては、サービス事業者実態調査を実施する中で、この調査から抽出される問題点等及びサービス事業者連絡会議でご提起いただいたご意見等について、学識経験者、サービス利用者、サービス事業者等で構成し設置を予定しております介護サービス事業検討委員会におきまして、その具体的な解決の方策等を検討していくことにいたしております。

このほかに、第三者が客観的な立場から評価を行うことにより、サービスの質の向上と利用者によるサービスの選択を支援することを目的とした第三者評価制度を検討するための委員会を設置することといたしております。

いずれにいたしましても、今後とも、介護サービスの質の向上を目指しまして、これらの事業を

積極的に展開してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

次に、障害福祉行政の支援費制度についてお答えをいたします。

議員ご質問のように、従来は、行政が一方的に障害のある方々に対する在宅サービスあるいは施設入所等を決定する措置制度によって、障害福祉サービスを提供してまいったところでありますが、平成15年4月からは、支援費制度へと移行する予定であり、現在、長崎市では、制度の円滑な導入に向けて準備を進めているところであります。

支援費制度とは、障害者の方々がみずからサービスの種類あるいはサービス提供事業者等を選択することで、障害者みずからの意思の尊重を図り、サービスの利用者である障害者がサービス提供事業者あるいは施設と対等な関係に基づき契約を結ぶ制度でありまして、事業者間に一定の競争関係が生ずることから、結果として、福祉サービスが質的に向上していくことを目指しているところであります。

このような障害福祉制度の改革が行われた背景といたしましては、障害者の意思を尊重し、障害のある人もそうでない人も、一人の市民として、地域の中でともに生活していこうというノーマライゼーションの理念に基づき、また戦後、確立してきました社会福祉の基本構造改革の一環として、障害福祉制度につきましても、見直しがなされるものであります。本市といたしましても、今後の障害福祉行政を充実していく上で、極めて重要な制度改革と認識しているところであります。

現在の長崎市における当該制度への準備、取り組み状況といたしましては、関係諸法令や基準等に関する情報収集及び規制等の整備・検討、事業者並びに施設の指定など一連の所定の手続き等に関する事務のほか、特に、制度の改革に伴って、利用者に対し、制度の内容や申請方法、サービス利用の方法等を周知する必要があることから、障害者団体への説明会の開催など在宅の利用者に対する説明会を予定しているほか、施設利用者あるいは保護者の皆様方に対しましては、職員が直接、施設に説明に出向くなど周知に努めており、また、一般市民の方々への制度の理解を図るために、パ

ンフレットを作成するなど、制度の周知、広報活動に努めているところであります。しかし、一方では、新制度の導入に当たっての課題も指摘されているところであります。

一つには、これまでは行政が深くかかわった上で利用者への処遇を決定していた措置が、障害者がみずから、先ほど申し上げましたように、サービスの種類あるいは事業者または施設を選択できるわけでありまして、直接、事業者等との契約を結ぶこととなるために、障害者にとって不利な契約になるのではないかとといった契約に関する課題、また、十分なサービスや施設が整備されていない状況では、障害者の選択の幅も制限されるのではないかとといった制度の前提となる事業環境の整備の状況に関する課題が指摘をされております。

本市といたしましては、このような課題に対応するために、障害者が安心して事業者との契約締結ができるように、障害者と事業者の間に立ちまして、サービス利用に係るあっせんや調整のほか、サービスの提供などの要請を行うとともに、サービスに関する情報提供を速やかに行う体制を整えまして、長崎市障害福祉センターで行っております市町村障害者生活支援事業並びに障害児（者）地域療育等支援事業等の関連事業との連携を深めるなど、障害者の方々やご家族に対する相談支援体制を構築していくことで対応してまいりたいと考えているところであります。

また、サービスの種類あるいは事業者等のサービス利用の選択肢をふやし、利用者本位のサービスの質の向上を目指すために、サービス提供事業者及び施設につきましては、今後とも、障害者プラン等の地域福祉計画に基づきまして、均衡のとれた整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思えます。

他の項目につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思えますので、よろしくお願いたします。＝（降壇）＝

消防局長（吉原昭信君） 大水害から20年目の取り組みについてお答えいたします。

さきの7.23長崎大水害では、多くの尊い生命と貴重な財産が失われたことは、今も深く市民の心

の中に刻まれており、これからも決して忘れてはならないものと考えております。

本市としましては、再びあのような惨事を繰り返さないために、大水害の教訓を踏まえまして、防災行政無線の整備、防災マップの作成及び配布並びに自主防災組織の育成指導など防災対策の推進に努めてきたところであります。

また、本年は、長崎大水害から20年目の節目の年に当たることから、災害体験を風化させることなく、災害の教訓を後世に語り継ぐ目的で、7.23長崎大水害20周年事業に取り組んでいるところであります。その事業内容としましては、大規模な災害体験のない児童を対象に、自然災害の恐ろしさの認識や防災知識の普及を図るため、「小学校防災のひろば」及び「子供防災フェスタ」を実施するとともに、あわせて市民向けの防災パンフレットを作成いたしまして、市内全世帯に配布したところであります。

このほか、自主防災訓練を3地区で実施するとともに、7月23日には、防災講演会を開催いたしまして、市民の防災意識の高揚と啓発を図ったところであります。

議員ご指摘の防災情報通信システムの整備の進捗状況でございますが、ご案内のとおり、平成10年度、11年度の2カ年事業といたしまして、防災行政無線の全面的な整備を行いまして、拡声受信装置を215カ所、戸別受信機を550カ所整備し、災害時における市民への迅速な情報伝達手段の確保を図ったところであります。

しかしながら、本市は、急傾斜地が多く平地に乏しく、また、住宅の密閉状況などにより防災行政無線の聞こえる範囲が大きく左右されることから、本年度事業として、聞こえにくいなどの地域7カ所につきまして、防災行政無線の改善を図っているところであります。

また、雨量・水位テレメーターシステムにつきましては、既に、長崎県が雨量観測所10カ所、水位観測所7カ所を構築し運用しておりますので、一部未調整部分が残っておりますが、近い将来に、この情報を活用させていただく予定であります。

さらに、災害対策本部室で災害状況を把握し、防災対策を意思決定するための基礎情報として活用することができる各種データの情報処理システ

ム及び画像システムにつきましては、機器のスペース等の問題もありますので、今後、消防の拠点施設の整備にあわせて検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市といたしましては、今後とも、市民が安心して暮らせるよう関係機関と連携を密にしながら万全な防災体制の確立に努力していく所存であります。

以上でございます。

下水道部長（佐藤澄博君） 河川のしゅんせつの取り組みと進捗状況についてお答えいたします。

本市の河川につきましては、長崎大水害以来、治水、利水の機能を持つ施設として整備してきたことにより、最近は、大きな河川災害は発生していない状況にあります。しかしながら、整備された河川につきましても、土砂の堆積等により河川の断面が阻害され、溢水することなども考えられますので、常に、河川のパトロール等により点検を行い、また、住民の皆様の要望により、必要な河川につきましては、土砂などのしゅんせつ工事を実施しております。

議員ご質問の大水害から20年目の節目に当たる本年度の河川のしゅんせつ工事の取り組みと進捗状況につきましてでございますが、平成14年度の予算編成時に市内の普通河川、準用河川及び都市下水路の調査を行いました。その結果、本年度は9カ所のしゅんせつを実施することとし、既に4カ所が完了し、残る5カ所につきましては、現在施工しているところであり、本年度末には、すべて完了する予定であります。

なお、河川のしゅんせつにつきましては、今後とも、住民の生命・財産を守るために、河川の改良事業とあわせまして事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 公立学校の耐震診断についてお答えをいたします。

本市におきましては、平成8年度から国庫補助による大規模改造事業を年次的に実施いたしておりますが、その際は、耐震診断を行った上で、耐震補強工事を施行しているところでございますが、それ以外については、現在のところ未着工の状況でございます。全国的にも、ほぼ本市同様、耐震

診断が余り進んでいないのが実情でございます。

このような状況を改善するため、本年7月31日付で文部科学省から、平成17年度までに、昭和56年以前に建築された建物のうち、耐震診断が必要なものについては、耐震診断計画書の策定依頼がっております。3カ年計画の同計画を提出したところでございます。耐震診断の実施にはかなりの財源を必要とすることから、国の財源措置の状況等も見ながら、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

環境部長（高橋文雄君） 環境行政についてお答えをいたします。

まず、長崎市環境影響評価条例の制定の進捗状況についてでございますが、これまでの開発事業や公共事業等の実施により悪化しております本市の自然環境を保全し創造していくことは、今後の環境行政における重要な課題であると認識しております。その中でも、大規模な開発事業や公共事業等を実施する場合、事業を実施する前に、あらかじめ事業の環境に与える影響を調査、予測、評価を行い、事業内容の検討を進める環境影響評価制度は、予防的な手法として非常に重要な環境施策であります。

本市の環境影響評価制度につきましては、独自の制度がないところから、現在、国の環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例によりまして環境影響評価を実施し、これまで希少動植物の移植を含め、一定の成果を上げてきております。しかしながら、国、県の対象があくまで大規模事業であり、小規模事業による累積影響や複数の事業による複合影響については、十分な検討ができていないというような課題があり、したがって、環境基本計画におきまして、長崎市の地域特性に応じた市独自の条例制定について検討する旨を掲げておるところでございます。

進捗状況でございますが、環境影響評価制度の制定に当たりましては、まず、長崎市の環境の現況を把握する必要があることから、自然環境の分野におきまして、環境基本計画策定時に作成いたしました長崎市レッドデータブック（希少動植物をあらわした1冊の本）をもとに、さらに、データの充実を図るため、平成13年度から市内の専門

家に委嘱をいたしまして、自然環境調査事業を開始し、現在、科学的なデータを蓄積しておるところでございます。また、他都市の状況を調査し、その結果を分析中でございますが、制定状況を見ますと、都道府県、政令市におきましては、ほとんどが制定済みとなっておりますが、市レベルでは、大阪府枚方市などの大都市圏のベッドタウンであり、急激な開発の影響が問題となった都市など、一部の市においてのみ制定されている状況でございます。

本市といたしましては、この環境影響評価制度は、開発の抑制、新たな費用負担など、市内の事業活動への影響を与える側面もあることから、慎重かつ十分な検討が必要と考えておりますが、開発事業等を実施する前に、事業者みずからが環境への影響を評価し、環境負荷を低減するこの制度の推進は、本市の環境負荷の低減にとって非常に重要であると考えております。

今後は、さらに、長崎市の地域特性、対象とする事業種、規模、制度運用時の技術的、人的体制の整備、土地利用政策との連携等について、庁内各部局との調整の上、事業者及び関係の方々との意見交換などを行いながら、条例制定に向けた取り組みを続けてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、河川の水質汚濁防止についてでございますが、ご承知のとおり、河川の持つ機能には、防災や安全の面はもとより、人間を含め、さまざまな生物にとっても非常に重要な役割を有しております。

そこで、河川の目指すべき目標といたしまして、平成22年には、議員ご指摘がありました、浦上川ではアユを、中島川ではシロウオが泳ぐ水環境を目指すべく、生物による指標を掲げております。

現在の水質の状況といたしましては、全国的に公害問題が顕著だった昭和40年代に比べますと、浦上川水系、中島川水系においては、公共下水道の普及に伴い改善を見せております。平成13年度末の下水道普及率は、浦上川水系で73.8%、中島川水系では91.8%まで進んでおきまして、生物化学的酸素要求量、いわゆるBODの年平均値では、浦上川の大橋堰において、昭和44年、ちょっと古いんですが、1リットル中49ミリグラムだったも



のが、平成13年度には6.0ミリグラム、同じく中島川の東新橋におきましては69ミリグラムが1.1ミリグラムと、下水道の普及とともに、格段の改善を見せておるところでございます。例えば水質的に申しますと、おおむね浦上川はコイやフナが生息できる状況、中島川はサケやアユが生息できる状況となっております。大変喜ばしいことに、平成10年に中島川ではアユが発見されたことは、記憶に新しいところでございます。

下水道のさらなる普及とともに、地域によりましては、合併処理浄化槽の設置促進や生活排水対策への啓発事業も実施しておるところでございます。

さらに、水質汚濁防止法で定められております特定施設を有する事業所等につきましては、立ち入り調査による水質監視を実施し、排水基準に違反した事業所に対しましては、厳重な指導を文書にて行うほか、それでも水質改善がなされていない場合には、改善勧告、改善命令及び排水の排水停止命令を行うなど事業場からの水質汚濁の防止に努めておるところでございます。

しかしながら、目標に掲げますように、多様な生物が生息する河川環境の保全のためには、単に水質の改善だけではなく、水量の確保や水辺空間の確保など、すべての要素がバランスよく整備される必要がございます。そのため、今年度から市内のコンクリート張りの川底を改修するなど、多様な生物が生息できるような河川整備のモデル事業といたしまして、よみがえる川整備事業を実施することとしております。また、生活排水対策や河川保護につきましては、環境教育や市民の方との協働が不可欠ですので、小学生の水生生物による水質調査の実施、環境副読本の作成、パンフレットの配布等を実施しておるところでございます。

住民の方々との協働事業につきましては、昨年度から、道路や河川などの清掃活動を実施する里親制度「アダプトプログラム」を実施させていただいております。具体的に申し上げますと、河川につきましては、市内の環境保全団体の皆様による清掃活動や啓発事業などが精力的に実施されておりまして、市は、この活動を支援させていただいております。

そのほか、河川保護を目的といたしました市民

参加によりますホタルの発生調査や情報発信、マップの作成なども実施しております。

議員ご指摘のとおり、今後の環境保全の推進には、行政、事業者、市民の方々がそれぞれの役割に応じた積極的な保全活動への参加が不可欠でございます。

今後も引き続き、協働を進め、浦上川、中島川の河川管理者である県や庁内関係部局とも緊密な連携を取りながら、総合的な水環境の保全に向けた環境施策の推進に努力してまいりたいと思いません。

以上でございます。

21番（高比良末男君） それぞれ答弁いただきまして、ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと思いますが、順不同になることをお許しいただきたいと思いません。

まず最初に、支援費制度についてでございます。

非常に難しいといいますが、余り広く知られていないものですから、いろんな心配事が寄せられております。その中で現在、関係者から、今まで受けていたサービスが低下することがないのかとか、今よりも介護保険制度のように利用者負担がふえるのではないかと、それから、重度の障害者などが、サービス量の不足により施設を利用できなくなるのではないかと、こういうものが今、多く問い合わせがあっているようですが、まず、そのことに対する見解を求めます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 支援費制度に移行することにより、今まで受けていたサービスが低下することはないのかとお尋ねですけれども、支援費制度においては、支給するサービスの量は、あらかじめ市町村が障害者の状況や家族の状況、現在受けているサービスの内容などの諸事情を勘案して決定することとなっております。

このように、サービス量の問題につきましては、基本的に現行の措置制度よりサービスが低下しないよう十分配慮して、支援費の支給決定を行う予定としており、懸念されることはないと思われまます。

また、サービスの質につきましても、今後は、事業者・施設間で競争の原理が働くようになり、サービスを利用者が直接選択することにより、利用者本位のサービス提供が期待できるようになる

ものと考えております。

次に、ご質問の2点目といたしまして、今よりも利用者負担額がふえるのではないかとこのことですが、支援費制度におきましては、利用者負担額については、利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じて定めることとなっており、現在、国において、その内容の検討がなされております。利用者の負担が著しくふえることのないよう配慮し設定することになると、国から説明を受けているところでございます。

3点目の重度の障害者などが施設を利用できなくなることはないのかとのご質問ですが、サービスを提供する事業者・施設の指定基準において、定員に空きがない場合や入院治療の必要がある場合等の正当な理由がない限り利用の申し込みを拒否できないことや利用者のサービス利用に関し、市町村が行うあっせん、または調整並びに要請に事業者・施設は協力しなければならないなどの規定が設けてあり、重い障害があるために施設を利用できなくなることはない旨、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

21番（高比良末男君） 答弁いただきましたけれども、今後、見守りたいというふうに思っております。

支援費制度について、1つだけ要望しておきたいと思っておりますが、相談体制の整備についてでありますけれども、本年10月から始まります支給申請の受付を皮切りに、利用者は支援費制度にかかわりを持つこととなります。これまで措置制度によってサービスの内容が決められていた人たちが、これからは、あなた自身がサービスを選んで契約してくださいと、こういう直面にあった場合、非常に戸惑いを感じる人が多いのではないかというふうに思っております。

そういうことで、施設を利用するにせよ、あるいは居宅サービスを利用するにせよ、障害のある人がみずからの人生を設計して、それに基づいてサービスを選択し、契約をしていく過程には、身近なところで信頼する人に、いつでもできる環境づくりが、これから一番大切ではないかというふうに思っております。

そういう意味では、やはり相談できる場所は

長崎市であり、そしてまた、長崎市障害福祉センターではないかというふうに思います。ここに大きな期待がかかかってまいりますので、どうか、万全な相談体制を早急に確立を、まずしていただきたいと思っておりますし、そして、相談の窓口として、障害者と丁寧に向き合って、きめ細かな相談窓口として、いろいろな障害者の方々の要請に応じていただきたいことをお願いしておきたいと思っております。

次に、安全で安心な都市づくりについて、再質問をさせていただきます。大水害から20年目の取り組みで、河川等のしゅんせつについてご答弁いただきました。ありがとうございました。

長崎市としては、この取り組みを非常に積極的にやられているというふうに判断をいたしておりますが、これに関連してですが、現在、2級河川の式見川、これは長崎県が維持管理をしておりますけれども、ここは、毎年、土砂が堆積をしておりますし、森林の開発等で流量もふえておる、そしてまた、護岸工事で川幅も狭まっておる。ということで、恵比須橋付近は、時折、洪水になっております。私も、現場を調査いたしましたけれども、非常に防災工事の必要性を感じているんですが、なかなか県の方はできない理由をかなり言われておりまして、ここ2年間、未着手の状況であります。地元の人たちは雨が降るたびに戦々恐々としている状況でございます。

どうか、これも長崎市の方に、そういう要請が来ておると思っておりますので、積極的な取り組みを県の方に要請をしていただいて、一日も早くしゅんせつ工事ぐらいはしていただきたいなというふうに思いますので、見解があればお願いしたいというふうに思っております。

それから、公立学校の耐震診断ですが、教育長、現状どうなっておるかという説明がないまま、よくわかりませんでした。分校を入れて小学校58校、中学校31校あるわけです。それで、現状、どれくらい必要なのか、もう少しわかりやすいように、ご答弁をお願いしたいと思います。

下水道部長（佐藤澄博君） 再質問の式見川のしゅんせつについてお答えいたします。

議員ご指摘の式見川は、ご存じのとおり、県管理の2級河川でございます。当河川のしゅんせつ

につきましては、地元から要望があり、本市としましても、要望の趣旨を強く県へ伝えているところでございます。このたび、県におきましては、その趣旨を十分認識され、本年度、測量・調査に着手をされ、平成15年度の実施に向け予算要求を行いたいとの回答を得ているものでございます。

本市といたしましても、今後とも、その実現に向けて強く県へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（梁瀬忠男君） 内容についてでございますけれども、本市には、小中学校が合わせますと87校ございます。そして、建物といたしましては669棟、平米数といたしまして47万1,500平方メートルが建物の保有でございます。そのうち、昭和56年以前に建設された建物で耐震診断が必要なものは464棟、31万2,200平方メートルでございます。そのうち、27棟の1万9,600平方メートルが既に終わっておりますので、今回は437棟、29万2,600平方メートル、校数では62校の学校が対象となるわけでございます。

以上でございます。

21番（高比良末男君） ありがとうございます。

あと5分ありますので、保留しておりました公園の整備について、端的にお尋ねをします。

まず、総合運動公園ですが、現在、平成15年のインターハイへ向けて、不足する駐車場の確保のために工事が行われております。これは、インターハイ後は、ソフトボールあるいはラグビー・サッカー場などの練習場として多目的に利用できると、こういうことは、お話を聞いておりましたけれども、その時期について、明確になっておれば、いつごろということをお示しいただきたいというふうに思います。

それから、平和公園の陸上競技場部分については、私は、平成12年の12月議会でも質問をいたしました。なかなか進捗がありませんが、関係者からは、いろいろな問い合わせも多うございますし、

特に、ソフトボール場、それからテニスコート、こういうところを残してくれという要望が非常に多いものですから、あえてまた、この席でそのことについて、その後の進捗をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

都市建設部長（坂本昭雄君） 総合運動公園のインターハイ後の利用でございます。

私ども、できれば平成16年3月から多目的広場として供用できるような考え方で今後進めていきたいと考えております。

それと、平和公園につきましては、平成5年の平和公園再整備基本計画が、一つには、緑の森という方針が出されています。相当、時間もかかっておりますけれども、当分の間、私どもとしましては、現況施設として保全する考えでございます。当然、整備する場合につきましては、利用者あるいは学識経験者あるいは関係団体等の意見を総合的に聞きながら、私どもとしては、今後、対応する予定でございます。

以上でございます。

21番（高比良末男君） それでは、最後に、観光行政についてであります。

長崎市の観光行政は、非常に厳しいものがございますけれども、現在、一生懸命に国内外からの誘致に取り組まれております。必ずや、その成果は、私は出るものと確信をいたしておりますが、どうか、そのためには、やはり先ほど本壇で申し上げましたように、受け入れ体制の充実は不可欠でございますので、ひとつ市の観光部を中心にして、万全の体制で臨んでいただきますことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

副議長（松尾敬一君） 本日の市政一般質問はこの程度にとどめ、次回の本会議は9月9日午前10時から開き市政一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

= 散会 午後2時30分 =